

地域・職域連携の基本的な考え方

【背景】

- 青壮年層を対象に行われている保健事業は、老人保健法や労働安全衛生法、健康保険法等の根拠法令によって目的や対象者、実施主体、事業内容がそれぞれ異なっており、制度間のつながりがなく、地域全体の健康状況を把握できなかつたり、退職後の保健指導が継続できない
- 地域保健、職域保健では目的が一致しているわけではないが、提供している保健サービスには共通したものがある
- 職域には過重労働、メンタルヘルスなど多くの健康課題があり、特に小規模事業所における産業保健サービスの提供に大きな問題がある
- 地域・職域保健で蓄積した方策を互いに提供し合い、連携した対策を講じる必要がある



お互いの情報を交換し、理解し合う場(地域・職域連携推進協議会)を持ち、互いの知恵を出し合い、課題を明確にし、Plan-Do-Check-Actサイクル(PDCAサイクル)を展開していくことが必要



地域保健と職域保健における連携により、それぞれの機関が有している健康教育、健康相談、健康情報等を共有し、より効果的、効率的な保健事業を展開する



地域・職域連携推進事業ガイドライン(改訂版)(平成19年3月)

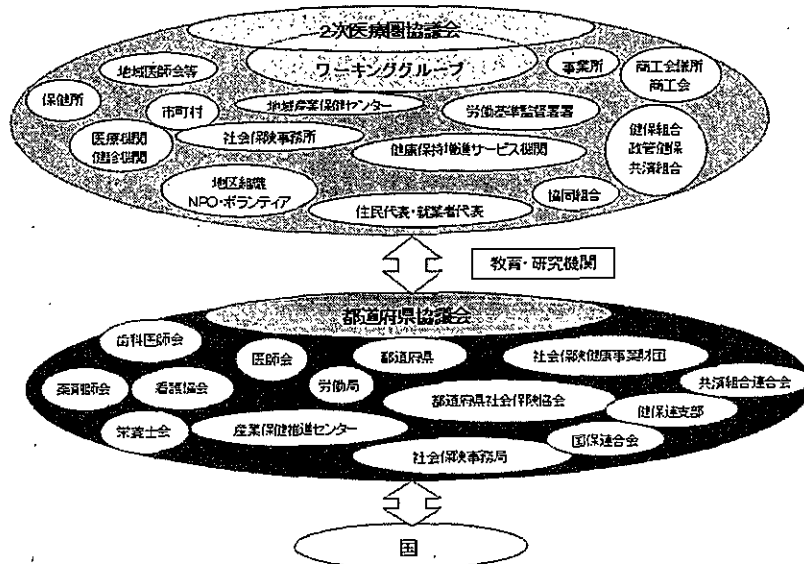
地域・職域連携のメリット

- 連携により地域保健情報に、職域保健情報を加えて検討することにより、地域全体の健康課題がより明確となる。
- 生涯を通じた継続的な健康支援を受けることができる
- 健康課題に沿った、個人のニーズへの幅広い対応が可能となり、対象者にとって保健サービスの量的な拡大になる
- 生活の場である地域を核として、就業者を含めた家族の健康管理を、家族単位で共通の考え方に沿って指導ができることにより、保健指導の効果を上げることができる
- 地域保健と職域保健が共同で事業等を行うことにより、整合性のとれた保健指導方法の確立ができ、保健事業担当者の資質の向上につながる
- 地域保健における保健事業の活用により、事業者による自主的な健康保持増進活動の推進が容易になり、就業者の健康の保持増進が図れるようになり、生産性の向上に寄与できる。特に、小規模事業所等の就業者の健康増進が推進される
- 地域と職域が共通認識を持ち、健康づくりを推進することは、健康日本21の推進に資すると共に、生活習慣病が予防できることにより、将来的に医療費への影響が考えられる



地域・職域連携推進事業ガイドライン(改訂版)(平成19年3月)

地域・職域連携の概念図



地域・職域連携推進事業ガイドライン改訂版(平成19年3月)

地域・職域連携推進協議会の設置

地域・職域連携推進協議会(以下、「協議会」)の設置については、地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

協議会の役割

- 各関係者(医療保険者、市町村衛生部門、事業者、関係団体等)の実施している保健事業等の情報交換、分析
- 二次医療圏固有の健康課題の明確化
- 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進
- 都道府県における健康課題の明確化
- 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整
- 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進法策等の協議
- 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施
- 圏域の市町村、事業所への支援

推進事業の実施

- 1) 地域・職域の共通課題やニーズを把握するための調査事業(実態調査・意識調査等)
- 2) 健康づくりに関する事業(健康教育、健康相談等)
- 3) 全体企画としての事業(フォーラム、健康情報マップ、ポスター作成等)
- 4) 関係者の資質の向上に関する事業(マニュアル作成・研修会)

地域・職域連携推進事業ガイドライン改訂版(平成19年3月)

具体的取り組み例(岐阜県岐阜保健所)

事業経過

年度	調 査	事 業 等
H14	・50人以上の事業所の健康づくり現状調査	「健康づくり事業推進」シンポジウム開催
H15	【地域職域連携共同モデル事業】 ・事業所の健康づくり実態調査と支援希望調査 ・「ヘルスプランぎふ21」協力団体の健康づくり事業支援可能調査 ・特色ある健康づくり実施事業所調査 ・健康増進施設調査 ・地域における分煙推進状況調査	・支援希望事業所へ講師派遣 ・健康増進施設マップ作成
H16	・50人以下の事業所における健康づくり事業実態調査と支援希望調査	・支援希望事業所へ講師派遣 ・健康づくり関係機関・団体の役割確認

平成20年度地域・職域連携推進事業関係者会議資料より抜粋

事業経過

年度	調 査	事 業 等
H17		・「健康づくり推進検討会」を立ち上げ連携の課題を検討 ・退職者向け健康診断受診促進パンフレット作成
H18	・事業所の分煙調査	・事業所を対象にした地域禁煙支援指導者養成研修会 ・健康づくり支援機関情報の更新

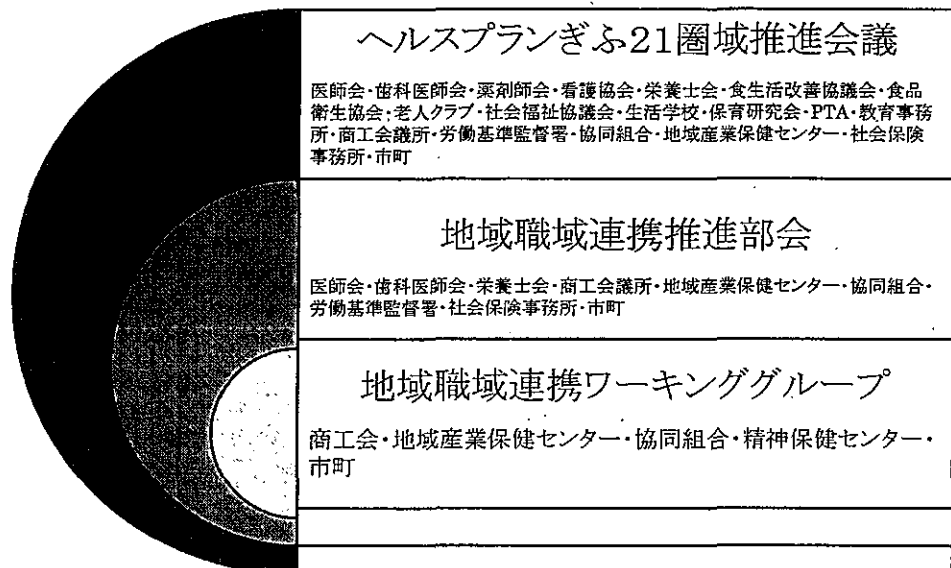


地域職域連携事業の位置づけと方向性を再確認

1. 「ヘルスプランぎふ21圏域推進会議」の専門部会として位置づける。
2. 医療制度改革により、健診・保健指導が保険者に義務づけられるため、今後は、たばこ対策・メンタルヘルス等ポピュレーションアプローチを推進する。

平成20年度地域・職域連携推進事業関係者会議資料より抜粋

会議構成



7

H19年度 地域職域連携事業

会 議	調 査	研 修 会	情 報 発 信	
地域職域連携 推進会議	メンタルヘルス 実態調査	メンタルヘルス 研修会	リーフレット作成	
・ワーキング会議内容報告 ・メンタルヘルス実態調査結果報告等	・メンタルヘルス実態調査方法等の検討 ・調査結果の読み取り ・メンタルヘルス研修会の企画 ・リーフレット内容、配布方法の検討	<対象> 小規模事業所の事業主 (協同組合・商工会) <方法> ①メンタルヘルス研修会にアンケート用紙配布 ②協同組合・商工会にて配布	<対象> 小規模事業所の事業主 (2協同組合) <内容> ①「職場のメンタルヘルス」 ②「メンタルヘルス心の病とその対応」	「働く人の心の健康に関する相談機関一覧表」

8

H20年度 地域職域連携事業

会 議	調 査	研修会	情報発信
地域職域連携 推進会議	地域職域連携 ワーキング	メンタルヘルス 実態調査	メンタルヘルス 研修会
・ワーキング会議内 容報告 ・メンタルヘルス実態 調査結果報告等	・メンタルヘルス実態 調査方法等の検討 ・調査結果の読み取 り ・メンタルヘルス研修 会の企画	<対象> 小規模事業所の従 業員 (協同組合・商工 会) <方法> 定期健康診断実施 に合わせてアン ケート用紙配布	<対象> 小規模事業所の従 業員 一般市民 <内容> ①「本当は怖い『う つ』にかつために」 ②「職域メンタルと うつ病」
*調査結果につ いてアンケートを 実施した協同組 合・商工会にて 報告予定(次年 度)			